

2023年8月10日

株式会社ジャックス

### インボイス制度対応に関するお知らせ

2023年10月1日（日）よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当社は適格請求書発行事業者としてすでに登録番号（※）を取得しており、制度開始以降は適格請求書（インボイス）を発行いたします。

※弊社適格請求書発行事業者登録番号：T2440001001001

[国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト](#)

#### 【インボイス制度に関して】

- ・適格請求書（インボイス）とは、売り手が買い手に対して、正確な消費税の適用税率や消費税額を伝えるための手段で、「登録番号」、「適用税率」、「消費税額」等の一定の事項が記載されます。
- ・税務署に納付する消費税を計算するためには、原則として売り手である適格請求書発行事業者から受け取った適格請求書（インボイス）を保存する必要があります。
- ・弊社クレジット等を用いて事業を営まれているお客様は、適格請求書（インボイス）が必要になる可能性があります。詳しくは下記「適格請求書（インボイス）の交付対象となる主な取引」をご覧ください。
- ・なお、ご不明な点はお近くの税務署か税理士にお問い合わせください。

[＜参考＞国税庁HP「インボイス制度の概要」](#)

#### 【インボイス交付対象のお取引】

- ・「クレジット等の利用代金」、「金利」、「消費税が課税されていない分割払い手数料」等は交付の対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・「適格請求書（インボイス）の交付対象となる主な取引」は以下となります。

「クレジットカード年会費」、「クレジットカード再発行手数料」

「クレジットカードご利用代金明細書発行手数料」、「海外利用事務処理手数料」

「翌月一回払いのクレジット手数料」

- ・リース契約の適格請求書（インボイス）に関してはリース会社にお問い合わせください。

以上